

3 過去債務（約5,000億円）に係る具体的な料率及びその返済予定期間についてお示しいただきたい。積立金額が約7兆4,000億円あるのであれば、仮に料率を賦課しなくともその運用益で短期返済が可能と考えるがどうか。

（回答）

過去債務に係る料率は、積立金から生じる運用益を織り込んで算定しているところであり、平成15年度の料率改定においては、平成35年度までに過去債務の解消を図ることとして、1000分の0.6から1000分の0.1へと引下げを行ったところである。

なお、過去債務に係る料率の算定に当たっては、平成13年度末の過去債務額約4,700億円に平成14年度の繰入れ見込額を考慮した平成14年度末の過去債務の額（約2,600億円）より算定している。

4 5人未満の農林水産業の強制適用除外（任意適用）について貴省は「いろいろな形態があり把握困難」としているが、具体的にどのような形態が何を把握困難としているのか具体的にお示しいただきたい。

（回答）

- 1 農林水産の事業については、事業所の把握が困難な場合が多く、また、雇用関係、賃金支払関係が必ずしも明確でない場合が多い。
- 2 具体的には、農林水産の事業の実態については、個人経営が多いなど比較的小規模に行われている、家族従業者や近隣からの臨時的な応援など必ずしも労働者でない者が業務に従事していることが多い、季節により業務の繁閑がある、作業が生活のための私的行為であるのか業務行為であるのか区別が付き難い場合が多い、事業が行われている場所と事務所が異なることが多い、さらに、事業が行われる場所が必ずしも一定しないなどの問題により労働関係の把握が困難であるとの事情が考えられる。
- 3 このため、一時に全面適用とすることは、事務的に困難であるのみならず、その実効を期しがたい状況にあるため、農林水産の事業のうち一定範囲の事業については当面任意適用事業とし、任意加入制度により対処することとしているところである。